

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部改正について

1. 背景

- (1) 船舶からの油、有害液体物質、汚水及び廃棄物の排出については、海洋環境保全の見地から、1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書（以下「MARPOL条約」という。）附属書Ⅰ（油による汚染の防止のための規則）、附属書Ⅱ（ばら積みの有害液体物質による汚染の規制のための規則）、附属書Ⅳ（船舶からの汚水による汚染の防止のための規制）及び附属書Ⅴ（船舶からの廃物による汚染の防止のための規則）において基準が定められており、我が国においては海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律及び関係政省令により規制措置が担保されているところである。
- (2) 今般、平成27年5月に行われた国際海事機関（IMO）の第68回海洋環境保護委員会（MEPC68）において、極海コード及び同コードの内容を担保するためのMARPOL条約関係附属書の改正案が採択され、極海域の環境保護のため、同海域を航行する船舶に対し、油、有害液体物質、汚水及び廃棄物の排出についてより厳しい規制が適用されることとなった。
- 同規制については、平成29年1月1日より適用されることから、これを我が国において担保するため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の所要の改正を行う。

2. 概要

船舶等からの油、有害液体物質、汚水及び廃棄物の排出について、より厳しい基準を適用する海域として北極海域を追加するとともに、以下のとおり南極海域及び北極海域に係る上乘せ規制を定めるものとする。

- (1) 船舶からの油の排出を禁止する（南極海域については従前より禁止）。
- (2) 船舶からの有害液体物質の排出を禁止する（南極海域については従前より禁止）。
- (3) 船舶等からの汚水及び廃棄物の排出について、他の海域より厳しい基準を適用する。

3. 今後のスケジュール（予定）

閣	議	平成28年12月13日（火）
公	布	平成28年12月16日（金）
施	行	平成29年 1月 1日（日）